

II 履修に関する規程

履修規定

(目 的)

第1条 この規程は、専門学校 ベルランド看護助産大学の学則・学則施行細則（以下、細則）によるものの他、授業科目の履修に必要な事項を定める。

(在学年限)

第2条 学則第5条、細則第3条により、在学期間は、高度専門看護学科は通算して、8年以内、助産学科は2年以内とする。

(休業日)

第3条 休業日は、学則第8条、細則第4条に規定する。

(授業科目の単位数および時間数)

第4条 授業科目の単位数および時間数は、学則第17条別表1・2の通りとする。

2 年度の初めに、授業科目の単位数および時間数を発表する。

3 学則第17条別表1・2で定める授業科目の他、細則第12条2項に定める次の各号は出席しなければならない。

- 1) 学校行事
- 2) 特別教育活動

第5条 本校の授業時間は次の通りとする。

1) 講義時間

各時限の始業時刻・終業時刻は下記の通りとする。

午 前		午 後	
1 時 限	9:00 ~ 10:30	3 時 限	13:00 ~ 14:30
2 時 限	10:40 ~ 12:10	4 時 限	14:40 ~ 16:10
		5 時 限	16:20 ~ 17:50

2) 時間の換算は90分を2時間(1コマ)とする。

3) 実習時間

高度専門看護学科 原則として9時00分～16時45分(6時間45分で9時間換算)

助産学科 原則として8時45分～17時00分(7時間30分で10時間換算)

2 1日の講義時間数は原則として6時間(4コマ)程度、1週間の講義時間数は30時間(20コマ)程度とする。

但し、学校長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(出欠席・欠課・遅刻・早退・忌引)

第6条 1日の出席すべき時間数を全て欠席した場合、1日の欠席とみなす。

2 忌引、学校保健安全法に基づく出席停止、学校がやむを得ない事情と判断した場合は、欠席としない。

第7条 欠課とは、講義の各時限、又は1日の臨地実習で30分以上欠席した場合をいう。

第8条 欠席・欠課・忌引、出席停止、学校が認めるやむを得ない理由で欠席するときには、原則として事前に担任(学年担当)にその旨を報告する。

2 忌引き、出席停止、学校が認めるやむを得ない理由による欠席は、公認欠席(公欠と略す)

として取り扱う。

- 3 公欠の場合は、公欠届を事務室に提出しなければならない。

第9条 忌引の日数は次の通りとする。

対 象	日 数
父 母 ・ 配偶者 ・ 子	5 日 以 内
配 偶 者 の 父 母	3 日 以 内
祖 父 母 ・ 兄 弟 姉 妹	2 日 以 内
伯（叔）父母・曾祖父母 配偶者の祖父母および兄弟姉妹	1 日 以 内

※ 発生当日より休業日を含む5日以内に取得すること。

（ 授業科目の履修順序 ）

第10条

高度専門看護学科

カリキュラムに定められた履修年次に基づいて履修し、現在の学年より上級年次に配置されている授業科目の履修は、原則としてできない
統合実習2は最終学年で履修することとする。

助産学科

臨地実習は、実習に必要な所定の科目を履修の上、各助産学臨地実習を履修できるものとする。

（ 授業科目の受験資格 ）

第11条 学則第19条により、各授業科目にかかる授業時間数の2/3以上の出席を受験資格とする。

（ 授業科目の評価 ）

第12条 学則第19条により、授業科目の評価は100点満点中、60点以上を合格、60点未満を不合格とし、次の基準に表示する。

評 価	成 績	評 定
優	80 ～ 100点	合 格
良	70 ～ 79点	
可	60 ～ 69点	
不可	60点未満	不 合 格

1) 1授業科目にかかる講師数が複数の場合、各講師別講義時間数を総時間数で除した比率を基に各試験の成績を算出し、その和をもとに評価し、小数点以下は四捨五入を以って整数で表記する。

2) 追評価及び再評価については、第14条・第15条に定める。

2 臨地実習においては、実習状況、実習記録を評価対象とし、実習担当教員が実習施設の指導者と協議の上行う。

1) 臨地実習の評価の方法は、実習要綱に定める。

（ 試 験 ）

第13条 試験は、授業科目別に、その授業科目の講師が行う。

2 1授業科目を複数の講師が担当している場合は、講師の授業時間数に準じて出題する。
この場合、科目毎の試験を基本とする。

3 試験は、随時試験および終講試験とする。但し、担当講師が必要と認めた場合は、これ

以外に行うことができる。

- 4 試験は、筆記試験・口頭試問・レポート・実技試験・その他、担当講師が認める方法によって行う。
- 5 単位修得にかかるレポート等については、指示された日時までに提出する。
レポート提出締め切り時間から90分以内であれば課題の提出を認め、評価は0点とし、再評価を受けることができる。90分を超えた場合は10項の扱いとなる。
- 6 試験開始後30分未満の遅刻は、試験を受けることを認める。また、試験開始時間から90分以内の遅刻の場合は、試験の評価は0点とし、再評価を受けることができる。
90分を超えた場合は10項の扱いとなる。
- 7 天候不順等で遅刻者が多数におよぶ時には、開始時間を遅らせることがある。
- 8 試験開始後、30分を経過すると退席を認める。但し、体調不良等で試験監督が許可したときは、その限りではない。
- 9 以下の行為があれば受験資格を失う。
 - 1) 試験放棄とみなす行為を行った時
 - 2) カンニング、試験中の携帯電話使用、私語や物の貸借等の不正とみなす行為を行った時
- 10 正当な理由がなく試験を受けなかった者は、当該授業科目の評価は不可とし、追評価、再評価の受験資格を失う。

(追評価)

- 第14条 試験の当日に次の各号に掲げる理由で、試験が受けられなかった場合、学則第19条の規定に基づき、追評価を受けることができる。
- 1) 病気・交通事故等による場合（証明書が必要）
 - 2) 忌引による場合
 - 3) 出席停止による場合
 - 4) 学校が認めるやむを得ない理由による場合
- 2 追評価を受ける者は、願い・公欠届・必要な書類を期日までに提出する。
 - 3 追評価は、学校が指定する日時に実施する。原則として追評価の追評価はない。
 - 4 追評価の実施にあたっては、履修規程第13条を適用する。
 - 5 追評価の成績は、講義は80パーセント、追実習は、100パーセントとする。
 - 6 臨地実習の追評価は、実習施設と協議し、学校が規定する日時・場所で実施する。
 - 7 前項の追評価が諸事情で当該年度中に履修できない時は、次年度再履修とする。
 - 8 臨地実習の追評価が不可の場合は、原則的に次年度再履修とする。

(再評価)

- 第15条 授業科目の評価が不可の場合には、学則19条の規程に基づき、1回に限り再評価を受けることができる。
- 2 再評価を受ける者は、願いを期日までに提出する。
 - 3 再評価は、学校の指定する日時に実施し、原則として再評価の追評価はない。
 - 4 授業科目の再評価にあたっては、履修規定第13条を適用する。
 - 5 再評価の成績が60点を超えるものであっても、60点をもって成績とする。
 - 6 再評価が不可の場合は、次年度に再履修し評価を受けることができる。
 - 7 臨地実習の再評価は、実習施設と協議し、学校が規定する日時・場所・方法により実施する。
 - 8 前項の再評価が諸事情で当該年度中に履修できない時は、次年度再履修とする。

(単位修得の認定)

- 第16条 学則第20条の規定により、学校長は授業科目を履修し、評価が可以上の者に対し、運営会議の議を経て単位の修得を認定する。
- 2 授業科目の単位修得の認定は、授業科目にかかる単位毎の認定を基本とする。
 - 3 学則第21条により単位修得の認定を受けようとする者は、入学前履修科目の単位認定規程に基づき、本校入学後1ヵ月以内に所定の用紙に必要事項を記載し提出すること。本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当すると認められる場合には、単位の修得を認定する。
 - 4 英語資格の単位の認定を受けようとする者は、入学前履修科目の単位認定規程に基づき、本校入学後1ヵ月以内に所定の用紙に必要事項を記載し資格証明書と共に提出すること。入学後、単位認定基準を満たした学生に対し、外国語1及び2の単位の修得を認定する。
 - 5 授業科目の単位修得の認定は、当該学年度内の3月31日までに完了していなければならない。

(単位未修得)

- 第17条 単位の修得が認められない授業科目を有する学生は単位未修得者となり、以下の取り扱いを行う。
- 1) 高度専門看護学科においては、統合実習2以外の全ての実習科目の単位を修得していなければ、統合実習2は履修できない。
 - 2) 助産学科において、助産診断技術学実習(基礎Ⅰ・基礎Ⅱ・分娩Ⅰ)のいずれかが未修得の者は、助産診断技術学実習分娩Ⅱ・継続事例実習・周産期ハイリスク実習は、履修できない。
 - 3) 未修得科目の履修において、講義と実習は同一時間に重複履修はできない。
- 2 上記に該当する者の手続きについては、単位未修得者規程に準ずる。

(卒業認定)

- 第18条 卒業認定は所定の全課程を終了した時点で運営会議を開催し、在学中の単位修得、出席状況、学習状況を総合的に審議して行う

(卒業延期)

- 第19条 卒業判定に際し、卒業の要件は満たさないが、次年度6か月以内に学業の履修、その他卒業の要件を満たす見込みがあると判定された者に対して、学校長は卒業を延期することができる。
- 2 卒業が延期された者が6か月以内において、学業に精励し、卒業の要件を満たしたときは、学校長は運営会議の議を得て再判定を行い、卒業を認定する。

(表彰)

- 第20条 学則第28条、細則第17条により、特に優秀な学業成績を修めた者には学校長賞の候補者に、優秀な学業成績を修めた者には優秀賞の候補者に推薦し、学校長が決定する。

(懲戒)

- 第21条 懲戒は、学則第29条、細則第18条の規定による。

(成績の通知)

- 第22条 成績は、前期終了後および後期終了後、学生個々に通知する。

(その他)

- 第23条 この規程に定めるものの他、授業科目の履修等に関して必要な事項は、運営会議で決定する。

科目選択履修規程

(総則)

第1条 選択科目の履修および単位を取得するために必要な事項を定める。

(履修願・履修料)

第2条 選択科目の履修願については、次のように定める。

- 1) 選択科目を履修する前年度の12月15日までに、事務へ提出する。
- 2) 履修願の提出とともに、必要な書類の提出を求めることがある。

2 履修料については、次のように定める。

- 1) 1科目 10,000円
- 2) 費用は、4月1日～4月15日までに納入する。
- 3) 選択科目の履修に関連し必要な費用は、別途定める。
- 4) 本人の理由により中止した場合は原則的に、履修料の返金を行わない。

(単位認定)

第3条 単位認定については、次のように定める。

- 1) 選択科目については、当該年度内にその科目を履修し、単位修得の認定を受ける。
- 2) 選択科目及び単位数は、入学年度のカリキュラムを基準とする。
- 3) 単位取得方法は、当該年度に開講する学年に準ずる。

(欠席・欠課について)

第4条 選択科目については、必ず所定の時間を出席しなければならない。

やむを得ず欠席・欠課などをした場合は、履修規程第8条に従い担任(学年担当)に報告し、必要な手続きを行わなければならない。

単位未修得者規程

(総則)

第1条 単位未修得者が単位を取得するために必要な事項を定める。また、単位未修得者は、本校学生であることを十分自覚し、学則及び履修規程を遵守する。

(履修願・履修料)

第2条 未修得単位の発生した年度の3月31日までに、事務へ提出する。

2 履修料については、次のように定める。

- 1) 講義科目 1科目 10,000円、実習科目 1科目 60,000円 とする。
- 2) 高度専門看護学科において、各年次の科目を未修得により次年度配当の実習科目を2年間に分けて履修する際は、授業料及び実習費は2分割とし、未修得科目の履修料と合わせて各年度の初めに納入する。
- 3) 費用は4月1日～4月15日までに、納入する。
- 4) 卒業延期に伴う履修料は、別途定める。

(教育充実費)

第3条 教育充実費については、次のように定める。

- 1) 学則施行細則に則り納付する。
- 2) 前期分は4月16日～4月30日までに、後期分は9月16日～9月30日までに納入する。

(単位認定)

第4条 単位認定については、次のように定める。

- 1) 単位未修得科目については、履修規定10条に準じ科目を履修し、かつ単位修得の認定を受けなければならない。
- 2) 履修すべき科目及び単位数は、入学年度のカリキュラムを基準とする。
- 3) 単位取得方法は、当該年度に開講する学年に準ずる。

(欠席・欠課などについて)

第5条 履修願を提出した科目については、必ず所定の時間を出席しなければならない。やむを得ず欠席・欠課などをした場合は、履修規程第8条に従い担任(学年担当)に報告し、必要な手続きを行わなければならない。

(健康管理)

第6条 学校保健安全法に基づき、定期健康診断を受けなければならない。

- 2 その他は、健康管理規程に準ずる。

聴講規程

別途定める。

履修に関する規定は、2022年より全ての学生に適用する。

但し、履修規定 第10条および17条については、2021年入学以前の学生は、2021年次履修規定を適用する。また、履修規定 第20条の2)の皆勤賞の授与の項は2021年の入学生より削除する。